

評価人候補者募集要領

盛岡地方裁判所

不動産執行事件の評価人候補者の募集を次のとおり行います。

受付期間	令和8年1月15日(木)～2月13日(金)(必着)
申込資格	次の要件をすべて満たす者(令和8年4月1日現在) (1) 年齢が満35歳以上66歳未満であること。ただし、選考委員会が相当と認める場合には、満35歳以上70歳未満であること。 (2) 不動産鑑定士の資格を有し、実務経験が3年以上あること。ただし、実務経験年数については、選考委員会が相当と認めた場合には、この限りでない。 (3) 岩手県内に事務所又は住所を有すること。 (4) 不動産業者又は不動産会社の役員、顧問等でないこと。 (5) 従前、(4)に記載した地位にあった者については、その地位を離れたときから、3年以上経過していること。
選考方法	○書類審査 申込資格、経験等を審査します。令和8年2月20日以降、結果を本人に通知します。 ○面接試験 書類審査合格者に対して令和8年2月24日から3月5日頃までの間に行います。この試験では、経歴、健康状態等のほか、民法、民事執行法等の競売不動産の評価に必要な法律事項等について質問します。なお、現行の評価人候補者名簿に登載されている者については、免除される場合があります。
評価人候補者としての登録予定日	令和8年4月1日付け当庁の評価人候補者名簿に登録されます。 (評価人候補者名簿に登録された場合は、具体的な事件処理に際し、評価人として評価命令を受けることとなります。)
名簿登載予定人数	十数名程度
申込方法	次の募集書類に所要事項を記載し、盛岡地方裁判所民事部執行係宛てに持参又は簡易書留郵便で提出してください。 (1) 評価人候補者選考試験申込書 (2) 経歴書 (3) 申述書 (4) 不動産鑑定士の資格を証する書面(写し) (1)、(2)及び(3)の各用紙は、盛岡地方裁判所民事部執行係、花巻支部、遠野支部、宮古支部及び一関支部で交付しています。

(申込みに当たっての注意事項)

- 一度提出された申込書等は、返還されません。
- 申込み及び試験により取得した個人情報等は、適正に管理します。

この募集手続及び評価人の執務内容に関する問い合わせ先

盛岡地方裁判所民事部 〒020-8520 盛岡市内丸9番1号 TEL019-622-3276(直通) 担当 佐々木